

# 最先端社会・スマートネーションの実現に向けて ～データ利活用の環境整備～

2016年4月28日

Hello, Future!

 **新経済連盟**

Japan Association of New Economy

**電子政府推進TF**

# 1. はじめに

新経済連盟として昨年4月、10月にマイナンバーおよびIT利活用に関する提言を提出。

## ◆2015年4月27日 『マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家の実現に向けて』

世界最高水準のIT国家を実現するため、以下について提言

1. 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定
2. マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成
3. 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用
4. 個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応
5. 効率的なIT投資の推進

## ◆2015年10月30日 『IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案』

対面原則・書面原則を撤廃し、デジタル・ファースト社会を実現するために必要な法整備について以下を提言

1. 『推進基本法』の制定
2. IT利活用を妨げる制度・法令の『一括整備法』による措置
3. 電子署名、マイナポータル、電子私書箱に関する『基盤整備法』の整備

- 2016年1月からマイナンバー制度の運用が開始され、マイナンバーカードが国民に広がり始めた(2016年4月19日時点で申請数:約992万枚、交付済み数:約302万枚)。本提言ではこの状況を加速化し、IT利活用によって最先端社会・スマートネイションを実現するために必要な方策(データ利活用の徹底など)について提言する。

## 2. データ利活用の推進

匿名化された個人情報のデータ/個人と直接結びつかないデータの利活用を進め、データ利用・解析の成果を国民に還元する。

### ◆ 官民データ利活用促進に向けた環境整備

- ・政府の基本的理念や方針と実行体制整備などを図るため、新たな法整備を行うべき

### ◆ 医療・健康分野のビッグデータ利用

- ・電子カルテ、レセプト情報の集約と利活用
- ・学術的な研究・開発の利用を促進する適切なルールの整備

### ◆ データ流通市場の確立

- ・各事業者が持つデータが適正に流通し、新たな価値を生み出す市場の促進
- ・個人情報の保護と利活用に関するバランスの取れたルールの整備

### ◆ データ利活用に資する専門的人材の確保

- ・データアナリスト養成のための体制整備

### ◆ サイバーセキュリティ対策

- ・資金力の乏しい中小企業がセキュリティホールとならないよう保険の活用などを検討

### 3. デジタル・ファーストの徹底①

『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことは昨年の政府の成長戦略に記述済み。あとは一刻も早く実現する段階。そのため、下記2事項が必要。

#### ◆ 基本理念の法定化

- 国と地方全体で進めていくためには、IT原則への転換という基本理念を『新たな法律レベル』で明確化することが必要不可欠  
(理念のイメージは昨年10月の提言「IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案」で言及済み)
- 昨年6月末にIT戦略本部がまとめた『IT利活用に係る基本指針』における5原則等も参考にすべき

#### ◆ 必要な原則 \* 8ページ「欧州委員会の電子政府行動計画」参照 電子提供のデフォルト化／ ワンス・オンリー原則／アクセシビリティの保障 ／開放性・透明性／相互運用性／信頼性・安全性

#### ◆ 対面原則・書面交付原則撤廃に向けた法的な検討体制整備と個別法令改正の確実な実行

- 上記理念を達成するために、政府において改正対応が必要な法令等を漏れなくリストアップし、一括で整備するための法的裏付けのある検討の枠組みを実現し、それに基づき実際に所要の法令等を改正すべき
- 改正が必要な法令等の代表事例は次頁以下参照

### 3. デジタル・ファーストの徹底(改正が必要な法令等)

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
1	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	行政手続きオンライン化法、e文書法等	・法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、現状の対応状況を網羅的に収集し、進捗を管理し実施する法的裏付けのある仕組みを導入する。
2	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	宅建業法上の解釈等	・不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきである。
3	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条等	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
4	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	医薬品医療機器法4条、9条の3、36条の4、36条の6等	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)
5	処方箋の電子化	医師法22条、歯科医師法21条、医師法施行規則21条、歯科医師法施行規則20条等	・処方箋の交付も、e文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとKPIの更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。
6	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	会社法301条等	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負擔させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。
7	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	金融商品取引法等	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。

### 3. デジタル・ファーストの徹底(改正が必要な法令等 つづき)

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
8	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	労働者派遣法施行規則21条3項、4項	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
9	労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2等	・労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
10	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	労働者派遣法施行規則第26条、27条等	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
11	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条等	・デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。
12	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	著作権法21条、35条等	・教室での対面授業でのコンテンツだけでなくオンデマンド授業コンテンツにおいても、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
13	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	著作権法	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 (※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
14	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	法人税法、所得税法	・法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を認める。
15	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	犯罪収益移転防止法及び政省令 か年齢確認を求める法令、通達 等	・個人番号カードを活用した本人確認及び年齢確認を、犯罪収益移転防止法関係法令や年齢確認を求める各種法令等において、認めるための措置を漏れなく行う(対応状況の進捗を公開すべき)。

### 3. デジタル・ファーストの徹底②

#### ◆ 法人関連手続きのデジタル化・オンライン化の推進

「世界で一番企業が活躍しやすい国」(第183回国会 安倍総理施政方針演説)実現へ

- ・法人番号の活用による行政機関間の情報連携の徹底
- ・法人番号の認知度の向上と利用促進
- ・法人向けマイナポータルの開設と民間へのAPIの開放
- ・会社設立、商業登記、各種申告等の手続きのオンライン化、シンプル化、スピード化
- ・税務申告および税務調査における電子化の推進
- ・法人による電子証明書の取得にかかるコストの低減
- ・民-民手続きのデジタル化、オンライン化の促進(インセンティブ措置)

#### ◆ ITを活用した国・地方における規制行政手続きコストの削減

- ・トップダウンによるKPIの設定とPDCAサイクルの構築

(参考)デンマーク;10年で25%コスト削減をKPIとして設定

エストニア;会社設立20分以内、「ゼロ・ビューロクラシー」が目標(9ページ参照)

### 3. デジタル・ファーストの徹底③

#### ◆ 参考となる諸外国のIT原則

##### ➤ ドイツ電子政府法

6条：電子的な文書管理を原則的に義務付ける

7条：紙文書で提出された書類は、例外的な場合を除き、画像上及び内容上一致することを確保して廃棄または返却する

##### ➤ アメリカ連邦エビデンス規則第1002条

電子メール、テキストメッセージ、チャットルーム会話、及びその他の電子記録は全て書面としての資格をもつものと定める。

##### ➤ 欧州委員会 電子政府行動計画 EU eGovernment Action Plan 2016-2020（2016年4月19日）

「政府の電子化は単一市場成功への鍵」

＜理念＞2020年までに、EUの行政機関・公的組織はオープン、効率的かつ包括的に、域内のすべての市民・企業等に対してボーダーレスで、パーソナライズされ、ユーザーフレンドリーなデジタル公共サービスを提供する

＜原則＞

**電子提供のデフォルト化**：公的機関はサービスを第一に電子的に、かつワンストップで提供すべき

**ワンス・オンリー原則**：公的機関に対する市民や企業による同じ情報の提供は一度だけとすべき

**アクセシビリティの保障**：公的なサービスは弱者(高齢者や障害を持つ人)のニーズを満たす設計にすべき

**開放性・透明性**：公的機関は情報やデータを共有し、市民や企業によるデータへのアクセスを可能にすべき

**相互運用性**：公的サービスはシームレスに機能するように設計されるべき

**信頼性・安全性**：あらゆる取組は個人情報やプライバシーの保護、ITセキュリティを組み込んだ設計とすべき

## 3. デジタル・ファーストの徹底④

### ➤ エストニアの理念

「新経済サミット2016」(2016年4月7日)におけるターヴィ・ロイヴァス首相による  
基調講演より

#### ニューエコノミーを発展させるための政府の4つの役割

- 国家主権・国家安全保障
- 良いビジネス環境の保障
  - ・起業はオンラインで最短20分
  - ・企業と行政の手続きで電子化、簡略化を進め“ゼロ・ビューロクラシー”を推進
- 最新の制度・技術・インフラの導入
  - ・合法的な個人認証、電子署名、電子IDプラットフォームを整備
  - ・2015年3月からはインターネット選挙開始(116ヶ国からオンライン投票が可能)
  - ・サイバーセキュリティが重要な一方で、デジタル化しない理由とはしない
  - ・インターネットにつながっていない人たちへのサポートと、子どもへのネット教育が重要
- 政府自身のデジタル革命
  - ・資源が乏しい国としてデジタル革命による行政の効率化は不可欠だった
  - ・デジタル化により政府の人員、予算を削減
  - ・政府も積極的に挑戦するスタートアップ精神やスピード感が重要

## 4. 新経済・新産業発展のための環境整備①

### ◆ シェアリングエコノミーの促進

#### ・基本的な考え方:

今後様々な分野に広がる可能性。自主的な民間による対応・ルール整備を基本とすべき。

#### ✓ ホームシェア;

シェアリングエコノミーの特性を踏まえたルールを定めた新法を提出  
(ホームステイ型・空き家型など多様な類型を網羅、管理業者経由を必須化しない柔軟な  
制度設計、参入はオープン、プラットフォームの責務を法的にルール化、旅館業法など  
の適用除外など)

#### ✓ ライドシェア;

政府部内での検討会を設置し、議論開始

### ◆ Fintechの促進に向けた環境整備

・カードや電子決済の促進によるペイメント大国の実現(義務化検討等)等

- シェアリングエコノミー
  - Fintech
  - AI(人工知能)
  - ロボット
  - IoT
- 等々



国民の安全を守りつつ、新たな  
ビジネスの創出・展開を阻害し  
ないルール作りが必要

## 4. 新経済・新産業発展のための環境整備②

### ◆ 理念の転換

事前・個別規制、部分的・限定的な緩和から、新技術・新サービスの実践推奨へ

#### <参考となりうる制度>

##### ✓ レギュラトリー・サンドボックス(英国)

: 社会上、規制上の実験ができる場。

民間事業者がアイデアを実践し、本格的な事業化について判断を早める。

##### ✓ 著作権におけるフェアユースの導入

: 著作権侵害にあたらぬ場合の個別列挙ではなく、公正な目的であれば一般的に利用を認め、新たな価値の創造・発展を促す。

## 5. マイナンバー制度の利活用の拡大①

### ◆ 国民が利便性を実感できる機能(キラコンテンツ)の充実

- ・マイナンバーカードと健康保険証との機能一体化の早期実現
- ・「医療等ID」の早期導入と健康、介護分野も含めた活用の早期実現
- ・処方せんやお薬手帳の電子データでの早期連携
- ・マイナンバーカード等の活用により、容易に各種保有国家資格(医師、歯科医師、薬剤師等の資格)を電子的に証明し、より安全安心に処方せんや薬のオンライン取引を行う基盤の早期整備
- ・マイナンバーカードと運転免許証との機能一体化の早期実現し、マイナンバーカードを携帯していれば免許証不携帯にならないよう制度整備
- ・戸籍事務やパスポート事務でマイナンバーを利用できるようにし、オンラインでの申請手続を簡素化
- ・災害時のマイナンバー制度の利活用についての検証
- ・海外に転居しても引き続きマイナンバーカード・マイナポータルを利用できるよう制度整備
- ・子育てワンストップなど国民の生活の利便性向上に直結するコンテンツの整備

### ◆ 民間利活用の拡大

- ・公的個人認証(電子証明書)の利用促進  
民間のサービス、アプリケーションとの連携による申請・届出等の利便性の向上  
(例:電子申告、電子納税等)
- ・電子証明書の有効期限(5年)が過ぎたあとの利用者(国民)負担の再検討
- ・署名検証者(民間事業者)が負担する情報提供手数料の再検討
- ・マネーロンダリング防止のための本人確認での活用

### ◆ スマホからのアクセスの実現

- ・本人確認機能のダウンロード等、カードによらないスマホからの利用の早期実現
- ・民間サービスと連携した利便性の高いアプリの開発促進

## 5. マイナンバー制度の利活用の拡大②

### ◆ 新たなインフラ・基盤整備

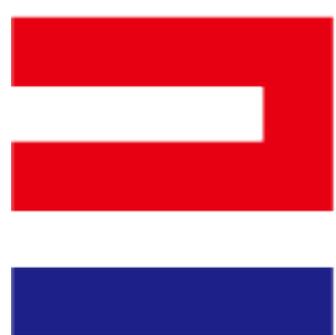
■ 電子署名： 役職・権限、資格等の属性認証の法的な位置づけ、民間事業者によるサービスのための環境整備

■ マイナポータル：  
・スマホ・タブレットからのアクセスを早期実現  
・「自己情報表示」機能を活用して、本人同意のもと、民間との認証・データ連携による新サービスを実現・促進  
・民間の電子送達サービスとの認証連携等による官民手続きのワンストップ化等の促進

### ◆ 基幹システムのガバナンスの強化

- システム障害によるカード発行の遅延のようなトラブルは、制度自体への信頼を失わせる。
- J-LISの経営層にIT分野に明るく、“ビジネスマインド”のある民間人を登用し、利用者目線の組織運営を確立する。

# Hello, Future!



**新經濟連盟**

**Japan Association of New Economy**